

大阪市舞洲障がい者スポーツセンター使用料の徴収及び収納事務委託契約書（案）

大阪市及び〇〇（以下「指定管理者」という。）は、令和〇年〇月〇日付けで締結した大阪市舞洲障がい者スポーツセンター管理運営業務協定書（以下「協定書」という。）第 26 条に規定する大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの使用料の徴収及び収納事務について、次の各条により委託契約を締結する。なお、その他の条項については、協定書のとおりとする。

（業務内容）

第 1 条 この契約で委託する業務は、大阪市障害者スポーツセンター条例（平成 17 年大阪市条例第 119 号）別表第 1 アに掲げる施設（以下「使用料」という。）の徴収及び収納事務とし、指定管理者は、その使用料の徴収及び収納事務を行う。

（事務の処理方法）

第 2 条 指定管理者は、徴収及び収納事務の処理については、大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）第 35 条の規定の例により行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターに係る使用料の納付期限については 5 日（当該日が指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の休日又は 12 月 29 日若しくは 30 日である場合にあっては、これらの日を除くその翌営業日）以内とする。

（報告）

第 3 条 指定管理者は、徴収及び収納した使用料総額の内訳を示す書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を、徴収及び収納した月の翌月 5 日までに大阪市に提出しなければならない。

（契約期間）

第 4 条 この契約の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（契約の失効）

第 5 条 指定管理者が、基本協定書第 37 条又は第 38 条に基づき指定を取り消されたときは、本契約は自動的に失効するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(大阪市) 大阪市北区中之島一丁目3番20号
契約担当者 大阪市福祉局長

(指定管理者) 所在地
 商号または名称
 代表者氏名